

○内閣府令第 号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四条第二項第二号及び第三号、第二十条第三項第二号（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項並びに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六の九の規定に基づき、貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(登録申請書の添付書類) 第四条 「略」 2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。))その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、	(登録申請書の添付書類) 第四条 「同上」 2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の第四第五項(同法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。))その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする

又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（第四項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものである。

〔3・4 略〕

（特定公正証書の作成に係る説明事項）

第十八条 法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2
〔略〕

（債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をする

。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（第四項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものである。

〔3・4 同上〕

（特定公正証書の作成に係る説明事項）

第十八条 法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2
〔同上〕

（債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨

ことができる旨とする。	2 〔略〕 （保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。	2 〔略〕 （受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。	2 〔略〕 （保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）
とする。	2 〔同上〕 （保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。	2 〔同上〕 （受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。	2 〔同上〕 （保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2
〔略〕

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2
〔略〕

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2
〔同上〕

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2
〔同上〕

別紙様式第 8 号 (第 26 条の 29 関係)

事業報告書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長 殿

知事

登録 財務 (支) 局長 () 第 号
届出者 番号 (郵便番号) 知事
住所 電話番号 () -

商号
又は名称
氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

[法定代理人
氏名、商号
又は名称]

連絡者 所属 氏 名
事業報告書
目次 電話番号 () -

[1 ～ 11 略]
(記載上の注意)
[1 ～ 3 略]

事業報告書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

- [1 ～ 4 略]
5 貸付けの契約における公正証書の作成状況
[表略]
(記載上の注意)
1 [略]

別紙様式第 8 号 (第 26 条の 29 関係)

事業報告書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長 殿

知事

登録 財務 (支) 局長 () 第 号
届出者 番号 (郵便番号) 知事
住所 電話番号 () -

商号
又は名称
氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

[法定代理人
氏名、商号
又は名称]

連絡者 所属 氏 名
事業報告書
目次 電話番号 () -

[1 ～ 11 同左]
(記載上の注意)
[1 ～ 3 同左]

事業報告書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

- [1 ～ 4 同左]
5 貸付けの契約における公正証書の作成状況
[同左]
(記載上の注意)
1 [同左]

2 「金額」は、公正証書に記載され、又は記録された金額について記載する。
[3・4 略]
[6～11 略]

(日本産業規格A4)

別紙様式第8号の2 (第26条の29の2関係)

事業報告書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長 殿
知事

登録 財務 (支) 局長 () 第 号
届出者 番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

名 称
氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

連絡者 所属 氏 名

電話番号 () -

(記載上の注意)

[略]

事業報告書

目 次

[1～16 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
[3・4 同左]
[6～11 同左]

(日本産業規格A4)

別紙様式第8号の2 (第26条の29の2関係)

事業報告書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長 殿
知事

登録 財務 (支) 局長 () 第 号
届出者 番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

名 称
氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

連絡者 所属 氏 名

電話番号 () -

(記載上の注意)

[同左]

事業報告書

目 次

[1～16 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

	事 業 報 告 書						
	第 期	[	年 年 年	月 月 月	日 から	日 まで	
[1 ～ 5 略]							
6 貸付けの契約における公正証書の作成状況 [表略] (記載上の注意)							
1 [略]							
2 「金額」は、公正証書に <u>記載され、又は記録された金額について記載する。</u>							
[3 ・ 4 略]							
[7 ～ 16 略]							
(日本産業規格 A 4)							
別紙様式第 8 号の 3 (第 26 条の 29 の 2 関係)							
		事 業 報 告 書					
		第 期	[	年 年 年	月 月 月	日 から	日 まで
財務 (支) 局長 殿							
		知事					
		登録 財務 (支) 局長					
		届出者 番号					
		(郵便番号)					
		住 所					
		知事					
		() 第 号					
		電話番号 () -					
		氏 名 氏 名					

	事 業 報 告 書						
	第 期	()	年 年 年	月 月 月	日 から	日 まで	
6 貸付けの契約における公正証書の作成状況 [1～5 同左] [同左] (記載上の注意)							
1 [同左]							
2 「金額」は、公正証書に<u>記載された金額</u>について記載する。							
[3・4 同左]							
[7～16 同左]							
(日本産業規格 A 4)							
別紙様式第 8 号の 3 (第 26 条の 29 の 2 関係)							
		事 業 報 告 書					
		第 期	()				
		年 年 年	月 月 月	日 から			
		年 月		日 まで			
財務 (支)	局長						
		殿					
		知事					
		登録	財務 (支)	局長			
		届出者	()		第 号		
		番号					
		(郵便番号)					
		住 所					
		知事					
		電話番号 ()	—				
		氏 名					

(法人にあつては、代表者の氏名) 連絡者 所属 氏 名 電話番号 () - - (記載上の注意) [略] 事業報告書 目次 [1～14 略] (記載上の注意) [1～3 略] 事業報告書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) [1～5 略] 6 貸付けの契約における公正証書の作成状況 [表略] (記載上の注意) 1 [略] 2 「金額」は、公正証書に記載され、又は記録された金額について記載する。 [3・4 略] [7～14 略]	(法人にあつては、代表者の氏名) 連絡者 所属 氏 名 電話番号 () - - (記載上の注意) [同左] 事業報告書 目次 [1～14 同左] (記載上の注意) [1～3 同左] 事業報告書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) [1～5 同左] 6 貸付けの契約における公正証書の作成状況 [同左] (記載上の注意) 1 [同左] 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。 [3・4 同左] [7～14 同左]
---	---

備考 表中の「」の記載は注記せよ。

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定公正証書の作成に係る説明事項) 第百三十六条 準用貸金業法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書(同条第一項に規定する特定公正証書をいう。以下この項において同じ。)に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、金融サービス仲介業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。 2 「略」	(特定公正証書の作成に係る説明事項) 第百三十六条 準用貸金業法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書(同条第一項に規定する特定公正証書をいう。以下この項において同じ。)に記載された内容の債務の不履行の場合には、金融サービス仲介業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。 2 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。